



登別市市民活動センター

▼所在地
緑町1丁目1番地4

▼面積
1階 321・35平方メートル
2階 321・27平方メートル

▼開館時間
月～金曜日 9時～22時
土・日曜日 9時～18時
※祝日・12月31日～1月5日は休館日

位置図

市民活動って どんな活動？

『市民活動』の定義は、地域や人によってさまざまなのがありますが、市民活動センターが考える『市民活動』とは、

- 自発的に行う公益的な活動
- 閉鎖的な組織内で行う趣味的活動ではなく、会員以外にも活動の門戸を開いている活動
- 広範な市民を対象として活動を行う意思を有すること

と定義し、宗教的な活動や政治に関する活動などは、対象外とします。

市民活動センターは、『市民活動』を行っている人やこれから行おうとする人が利用できる施設です。

市民活動センターは どうやって使うの？

市民活動センターは、2階建てで、階によって使用方法が異なります。

市民活動センターの 使用方法

◆使用には登録が必要です

市民活動センターは、市民活動の活性化を図り、団体と団体、団体と市民とのつながりを結ぶ施設です。そのため、ほかの公共施設とは違い、施設の利用に当たり、団体または個人の登録が必要です。

登録に当たっては、『登録市市民活動センター登録申請書』に団体名、団体所在地、代表者氏名、主な活動内容、市民活動センターを活用して貢献・協力できる内容などを記入していただきます。（個人で登録する方は氏名、住所などを記入していただきます）記載いただいた内容は、原則、公開させていただきます。市内で行われている市民活動を多くの方に知っていただくとともに、市民活動団体同士の連携や新たな市民活動の担い手の発掘を行います。

登録は1年度間有効で、毎年度更新が必要です。

なお、2階の施設は登録をしなくても使用することができますが、市民活動センターは市民活動団体を支援する施設ですので、登録団体の使用を優先とします。